

論文審査の要旨

博士の専攻分野の名称	博 士 (教育学)	氏名	永田 祥子
学位授与の要件	学位規則第4条第①・2項該当		
<p>論 文 題 目</p> <p>異文化間を移動する人々の文化施設における学び —ニューヨーク公共図書館における移民に向けての英語教育プログラムをとおして—</p>			
<p>論文審査担当者</p> <p>主 査 教授 樋口 聡 審査委員 教授 林 孝 審査委員 教授 菅村 亨</p>			
<p>〔論文審査の要旨〕</p> <p>本論文は、異文化間を移動する人々にとって文化施設における学びはどのような意義を持っているのかという問題意識のもと、ニューヨーク公共図書館の社会的意義と、図書館が提供する英語教育プログラムの内容を参与観察とインタビュー調査を含めて明らかにし、異文化間を移動する人々の学びの特徴を考察することを研究の目的としている。</p> <p>この問題意識の背景には、著者自身の幼少期における海外での生活経験や、大学院時代における留学経験での異文化経験がある。また、ニューヨーク公共図書館に着目するのは、アメリカにおける文化施設の教育プログラムの充実が、その歴史において見てとれるからである。</p> <p>本論文は三章構成となっており、第一章では、アメリカにおける公共図書館の社会的意義を、法的規定と政策の変遷、公共図書館のサービスを受け取る利用者の立場、公共図書館の教育的役割から明らかにしている。(1) 図書資料・情報・知識の提供、(2) 情報や知識の習得方法の変化への対応、(3) 英語を学ぶ人々のアメリカ文化への適応の支援と異文化理解への支援、といった図書館の役割が明らかになり、そのサービスの提供の方法の変化も指摘された。</p> <p>第二章では、ニューヨーク公共図書館の英語教育プログラムの内容が問題にされ、プログラムの理念と意義がおさえられた上で、英語教育プログラムの実際が明らかにされ、その課題も指摘された。英語教育プログラムは、様々な文化背景を持つ人々が共に学び、多様な文化的・民族的コミュニティが交差する場であることが示され、ニューヨーク市の移民局が制作したドラマが教材として使われている事情が考察された。課題としては、多様な文化的背景への更なる対応や、プログラムの需要に対する供給不足の解消、教員数の不足への対応、多様な受講生への対応、情報開示によるプログラムの透明性の向上、が挙げられた。</p> <p>第三章では、ニューヨーク公共図書館の英語教育プログラムの参与観察と、教員・コーディネーターへのインタビュー調査から、プログラムの受講生が経験している「学び」について考察している。受講生は、英語教育プログラムでの「学び」で、アメリカ社会・文化の「世界」と遭遇し、プログラムで出会った他者の文化や歴史の理解を通しての他者理</p>			

解を経験し、そして、アメリカに滞在し生活している自己を見つめ直すことによる自己理解を経験していることが明らかになった。この第三章には、「ニューヨーク市の博物館や美術館における学び」が補論として付いており、公共図書館での英語教育プログラムと同様のプログラムが、博物館や美術館でもなされていることに留意しており、「文化施設」の広がりにも目を向けている。

結論では、ニューヨーク公共図書館の受講生は、「異文化」を形成している、母国語とは異なる言葉（＝英語）を通して、世界構築、他者理解、自己理解の学びを実践していること、違和感やフラストレーションを抱えながらも、異文化との対話的实践を繰り返して、異文化の理解に届く楽しさを享受していることが、英語教育プログラムにおける学びの特徴として指摘された。そして、本論文の本論での議論を踏まえ、日本の公共図書館の日本語教育プログラムに対する示唆も提示された。サービスの受容者が「国民」に限定されている日本の社会教育法や図書館法の法的規定の拡充が求められることや、図書館サービスとしての「日本語教育プログラム」の開発・運営の可能性の検討が求められることなどが指摘された。

本論文の意義は、以下の3点にまとめることができる。

(1) 従来の移民政策の問題を、「異文化間を移動する人々」の異文化理解の問題に拡張して、異文化理解の中核に広義の「言葉」の問題を据え、異文化理解のありようを「学び」の側面から把握したこと。

(2) アメリカの公共図書館をめぐる法的規定や政策の歴史的変遷をおさえ、図書館でなされている英語教育プログラムの実際を、文献による分析にとどまらず、参与観察と教員・コーディネーターへのインタビュー調査というニューヨークでのフィールドワークを通して、具体的に明らかにしたこと。

(3) 英語教育プログラムという言語習得のためのプログラムが、異文化間の衝突や摩擦の超克につながるような広い意味での異文化理解を生成する場であることを明らかにし、図書館のみならず博物館や美術館といった文化施設が持ちうる、これからの新しい教育的可能性を考える手がかりを与えたこと。

以上、審査の結果、本論文の著者は、博士（教育学）の学位を授与される資格があるものと認められる。

平成 28 年 2 月 5 日